

9月29日 食品衛生分科会

その他の報告事項に関する資料

(4) その他の報告事項

①平成26年度輸入食品監視指導計画に基づく監視結果について	1
②平成26年度食品からのダイオキシン類一日摂取量調査等の調査結果について	9
③食品衛生分科会における審議・報告対象品目の処理状況について	12

報道関係者 各位

平成 27 年 8 月 31 日

【照会先】

医薬食品局食品安全部

(輸入食品監視指導計画関係)

監視安全課 輸入食品安全対策室

(担当・内線) 室長 三木 朗 (2495)

室長補佐 今川 正紀 (2474)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)2337

(輸入食品監視統計関係)

企画情報課 検疫所業務管理室

(担当・内線) 室長 中崎 宏司 (2461)

室長補佐 松井 保喜 (2470)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)2333

平成 26 年度「輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果」
及び「輸入食品監視統計」の公表

厚生労働省において、平成 26 年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果及び平成 26 年度輸入食品監視統計を別添 1 及び別添 2 のとおり取りまとめましたので、公表します。

【主な内容】

[] カッコ内は平成 25 年度の数値

- 平成 26 年度の輸入届出件数は約 222 万件[約 219 万件]であり、輸入届出重量は約 3,241 万トン [約 3,098 万トン] でした。これに対し 195,390 件 [201,198 件] について検査を実施し、このうち 877 件 (延べ 913 件) [1,043 件 (延べ 1,085 件)] を法違反として、積み戻し又は廃棄等の措置を講じました。
- 平成 26 年度のモニタリング検査においては、94,043 件 [93,711 件] の計画に対し、延べ 96,580 件 [95,730 件] (実施率：約 103% [約 102%]) を実施し、140 件 [152 件] を法違反として、回収等の措置を講じました。
- 違反の可能性の高い輸入食品等については、輸出国政府に対し、違反原因の究明及び再発防止対策の確立を要請するとともに、二国間協議や現地調査を通じて輸出国における衛生対策の推進を図りました。

本結果は、厚生労働省ホームページ内「輸入食品監視業務」のページにも掲載しています。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/index.html

(参考) 平成 26 年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果の概要

(参 考)

平成26年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果の概要

1. 輸入食品監視指導計画とは

輸入食品等について国が行う監視指導の実施に関する計画（食品衛生法（以下「法」という。）第23条）をいう。

【目的】国が、輸入時の検査や輸入者の監視指導等を重点的、効果的かつ効率的に実施することを推進し、輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

2. 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法第4条（食品の安全性確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない）の観点から、輸出国、輸入時及び国内流通時の3段階での安全確保対策を図るべく計画を策定し、監視指導を実施する。

3. 重点的に監視指導を実施すべき項目の実施結果

[] カッコ内は平成25年度の数値

(1) 輸入届出時における法違反の有無の確認

届出件数約222万件[約219万件]、届出重量約3,241万トン[約3,098万トン]について、法に基づく規格及び基準等への適合性について審査を実施。

(2) モニタリング検査^{*1}（※件数については延べ数）

① モニタリング計画：94,043件[93,711件]

② 実施件数：96,580件[95,730件]（実施率：約103%[約102%]）、
うち違反件数：140件[152件]

(3) 検査命令^{*2}

① 全輸出国の17品目及び26カ国・1地域の75品目（平成26年4月1日現在）

② 実施件数：58,727件[59,543件]（延べ95,346件[延べ101,428件]）、
うち違反件数：延べ255件[延べ354件]

(4) 違反状況

① 違反件数：877件[1,043件]（違反率：届出件数の0.04%[0.05%]、
検査件数：約20万件[約20万件]

（違反延べ件数：微生物規格207件[225件]、残留農薬195件[140件]、
有害・有毒物質及び病原微生物163件[272件]、添加物119件[184件]、
腐敗、変敗、異臭及びカビの発生等82件[68件]、器具、容器包装規格70件[56件]、
残留動物用医薬品42件[57件]、おもちゃ規格2件[7件]、他33件[76件]、計913件[1,085件]

② 違反は積み戻し、廃棄等の措置

③ 包括的輸入禁止規定^{*3}の発動対象となる品目はなかった。

(5) 海外情報等に基づく緊急対応

デンマークにおける豚のジエチルスチルベストロール、フランスにおけるナチュラルチーズの腸管出血性大腸菌 O26 汚染、スイス及びドイツにおける穀類調整品のチョウセンアサガオの種子混入などについて、輸入時の監視体制の強化及び輸入実績が確認された場合に国内の流通状況の調査を行い、回収等の措置を指示した。

4. 輸出国における安全対策の推進

- (1) 対日輸出食品の安全対策に関する計画的な情報収集及び現地調査による衛生対策の推進を図った。
- (2) 二国間協議や現地調査を通じた、農薬等の管理、監視体制の強化、輸出前検査等による衛生管理対策の確立の要請を行った。
例：中国産たまねぎの残留農薬、米国産牛肉の BSE、スペイン産食肉製品及び非加熱食肉製品のリステリア・モノサイトゲネスなど
- (3) 輸出国における説明会の開催等を通じた、政府担当者及び生産者に対する食品安全規制の周知を行った。

5. 輸入者への自主的な衛生管理の実施に関する指導

[] カッコ内は平成 25 年度の数値

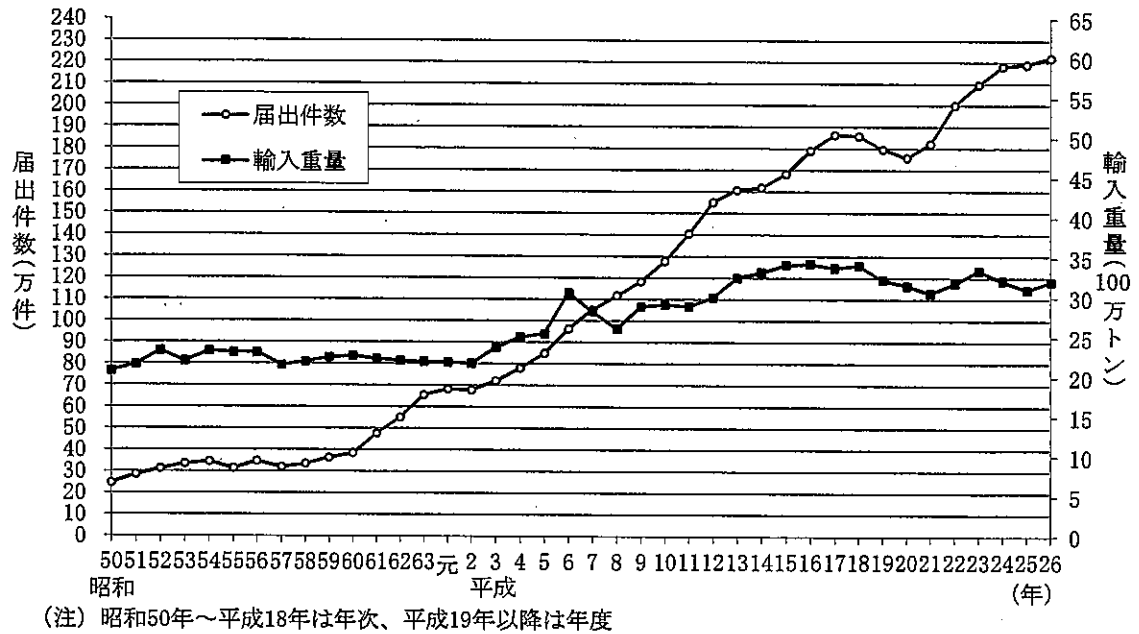
- (1) 輸入前指導（いわゆる輸入相談）
品目別相談件数 24,360 件 [23,903 件]、うち違反該当件数 257 件 [354 件]（延べ 358 件 [延べ 397 件]）
- (2) 初回輸入時及び定期的自主検査の指導
- (3) 記録の作成、保存に係る指導
- (4) 輸入者等への食品安全に関する知識の普及啓発として、各検疫所において説明会等を開催

※1：食品の種類毎に輸入量、違反率等を勘案した統計学的な考え方に基づく計画的な検査

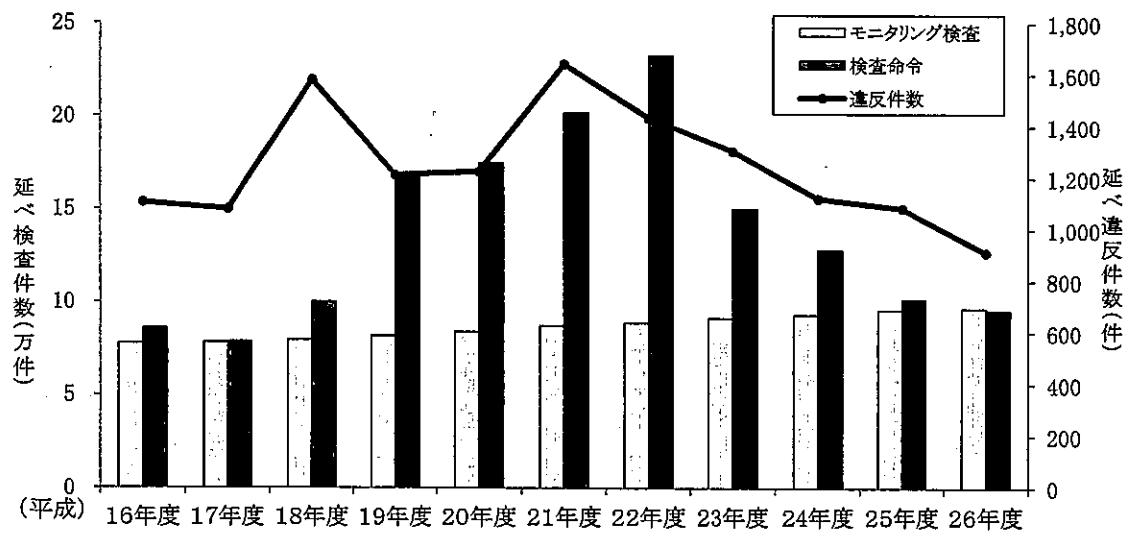
※2：違反の可能性が高いものについて、輸入の都度、検査を厚生労働大臣が命令し、検査に合格しなければ輸入・流通が認められない検査

※3：危害の発生防止の観点から必要と認められる場合、検査を要せずに厚生労働大臣が特定の食品等の販売、輸入を禁止できる規定

1. 年別輸入・届出数量の推移

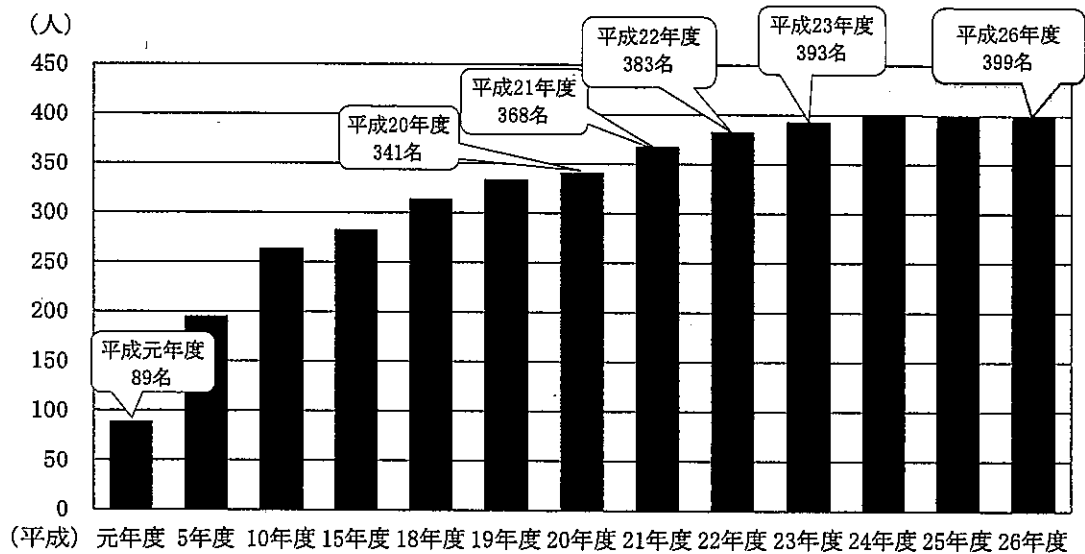


2. 年度別延べ検査件数*の推移

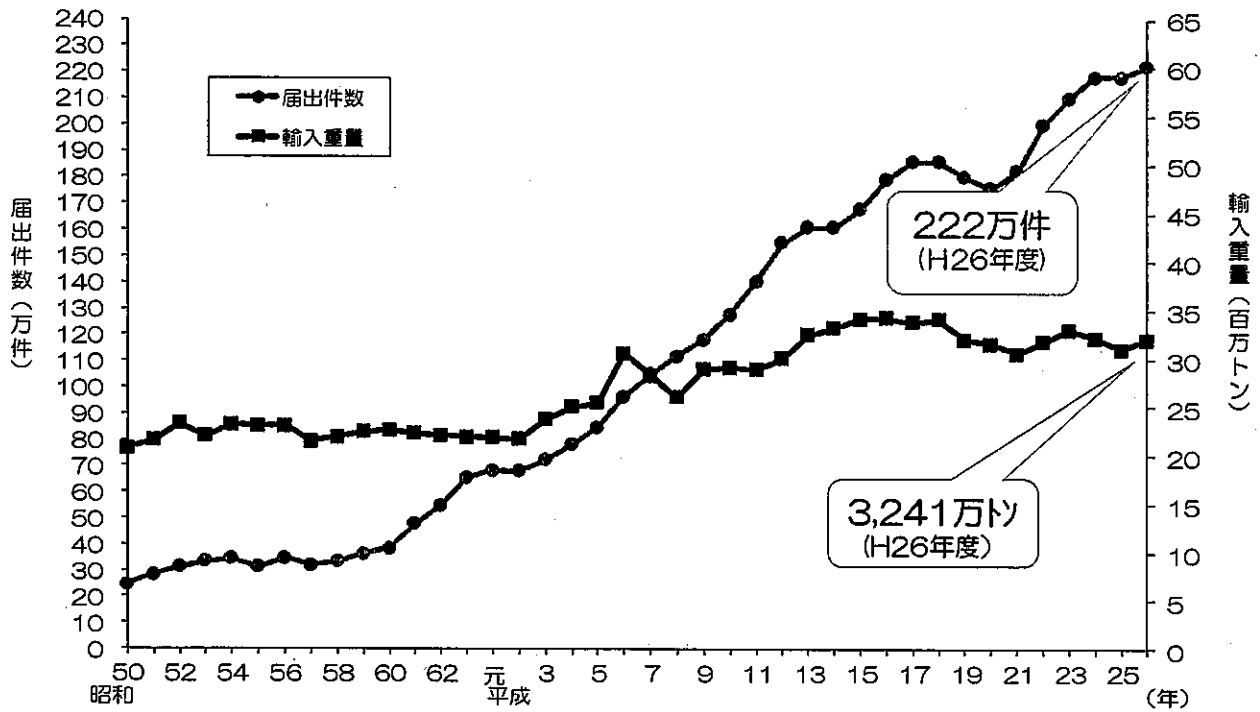


*届出1件当たり複数の検査項目を実施している場合があることから延べ数とした。

3. 検疫所の食品監視員年度推移

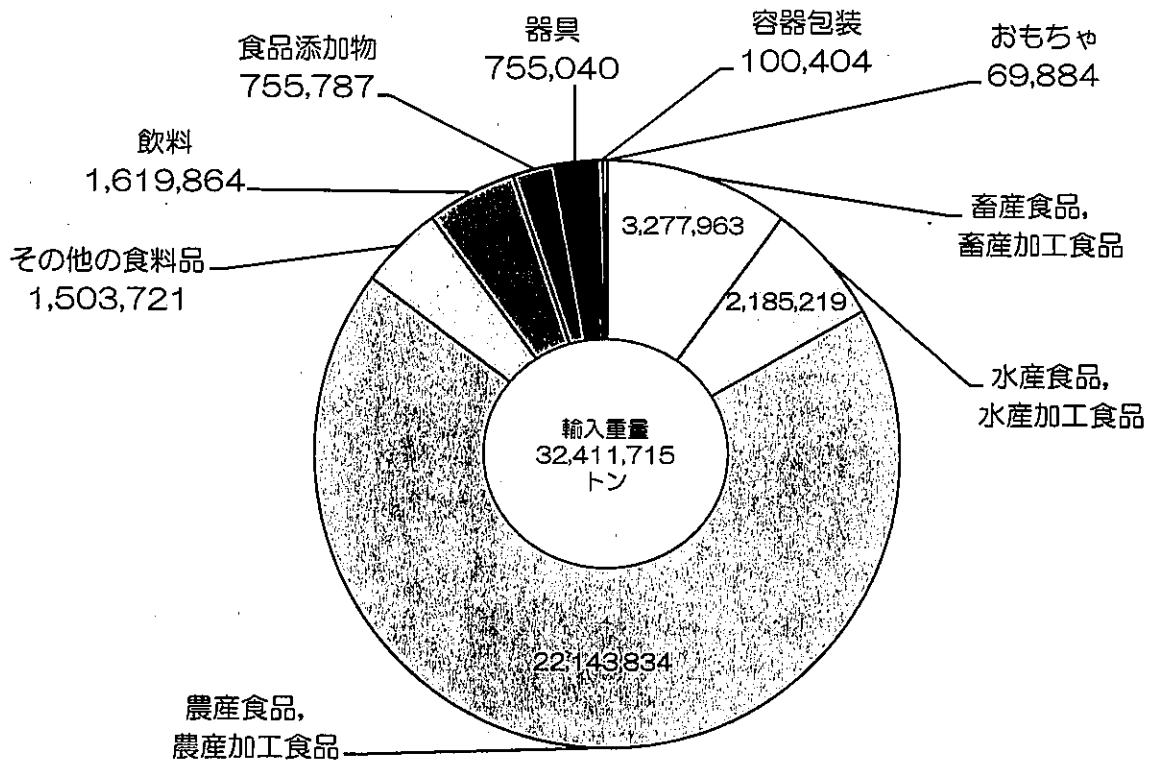


食品等の輸入届出件数・重量推移

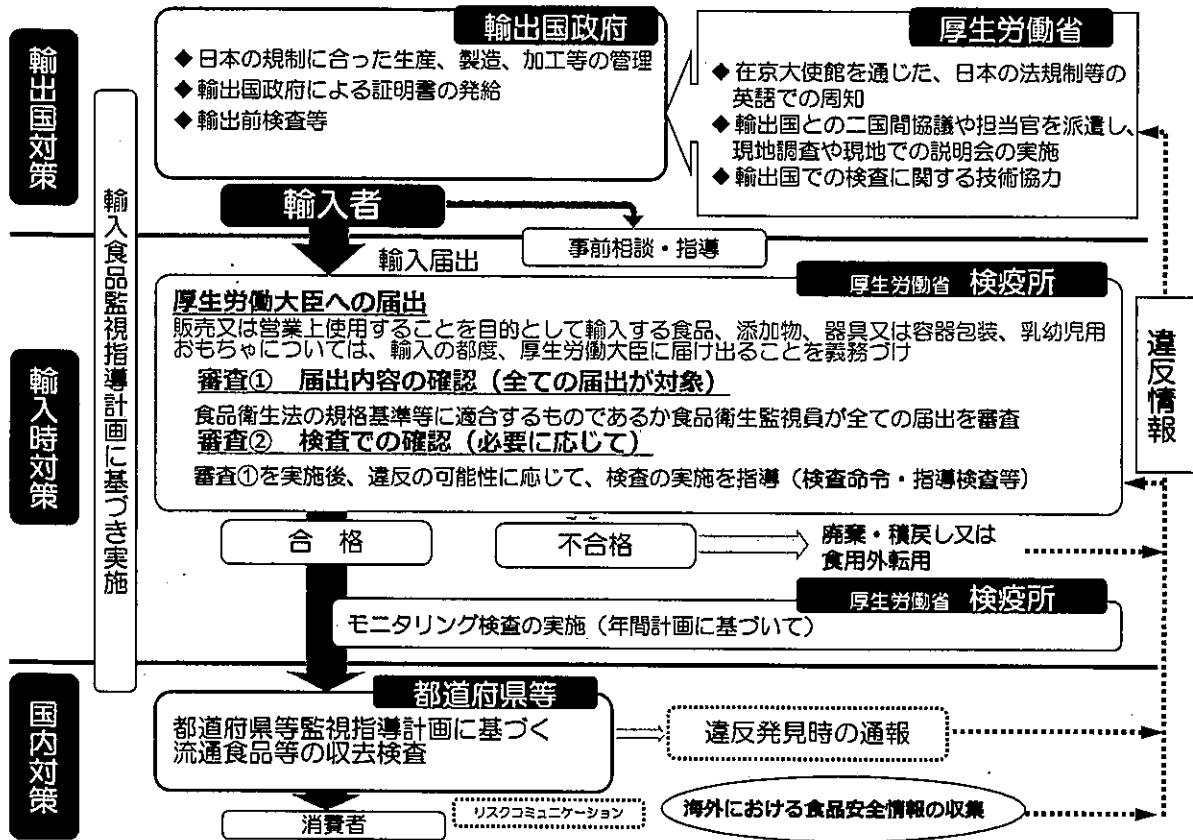


*昭和50年から平成18年は年次、平成19年以降は年度

食品等の輸入の状況 (平成26年度)

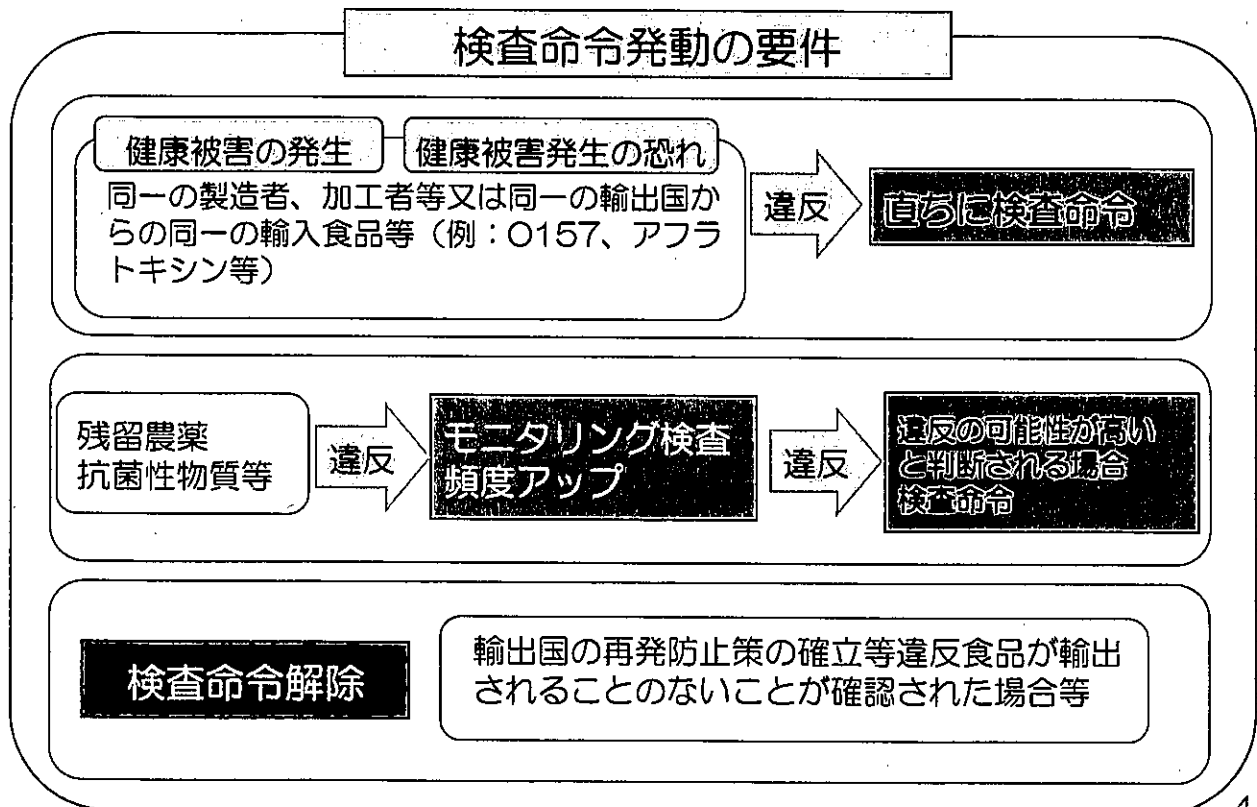


監視体制の概要



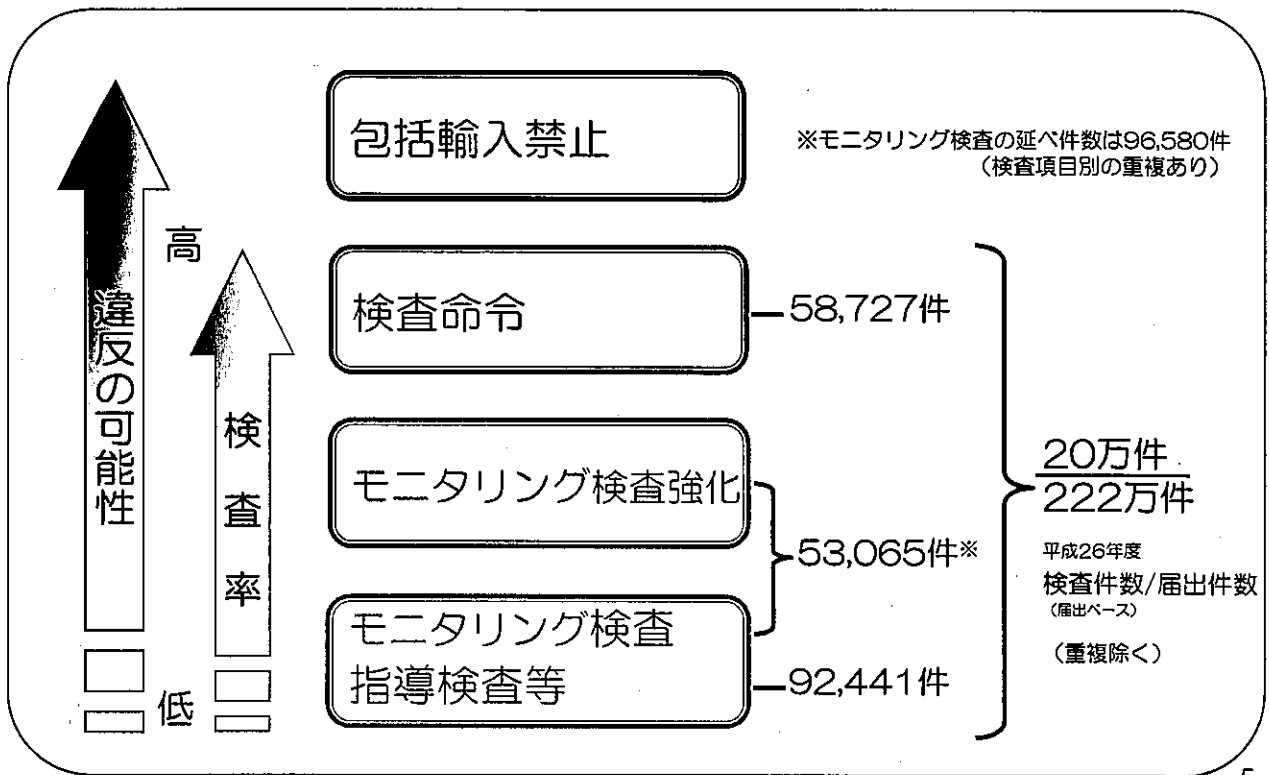
3

厚生労働大臣による検査命令



4

輸入時の検査体制の概要



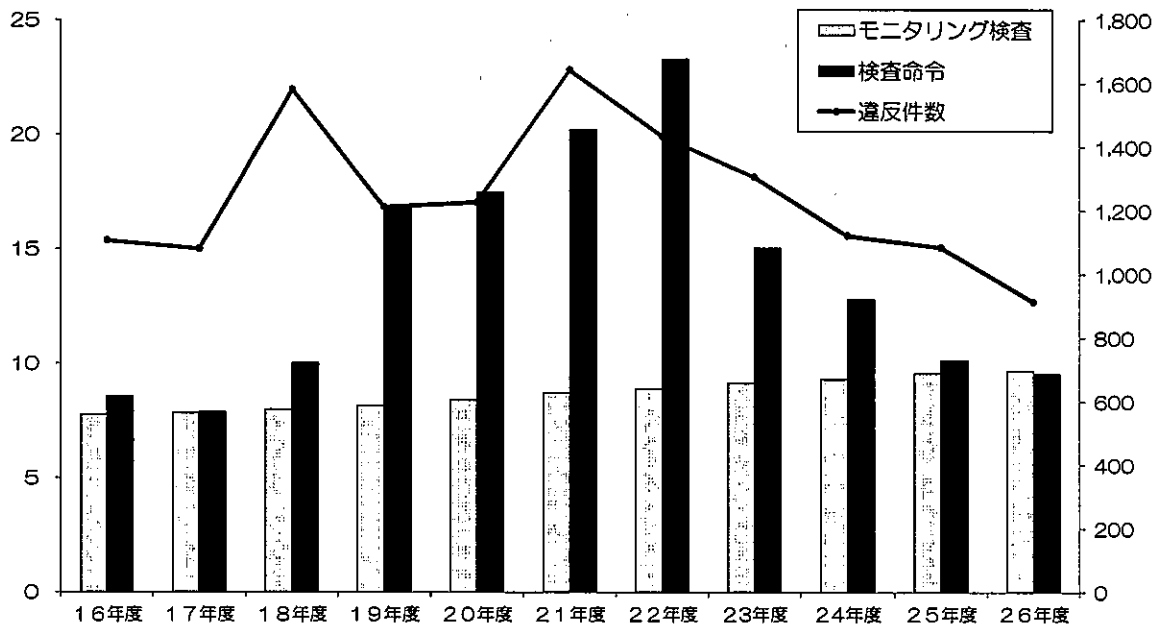
5

平成26年度輸入食品監視指導計画監視結果

- ❖ 届出・検査・違反状況
 - ◆ 届出件数 2,216,012件
 - ◆ 検査件数 195,390件 (検査率8.8%)
(検査命令 58,727件、モニタリング検査 53,065件、指導検査等92,441件)
 - ◆ 違反件数 877件 (届出件数の0.04%)
- ❖ モニタリング検査実施状況
 - ◆ 計画数94,043件に対し、96,580件実施 (実施率約103%)
- ❖ モニタリング検査強化移行品目
 - ◆ 18カ国・1地域の31品目
- ❖ 検査命令移行品目
 - ◆ 18カ国・1地域の20品目
- ❖ 検査命令対象品目
 - ◆ 全輸出国17品目及び32カ国・1地域の79品目 (平成27年3月31日現在)

6

年度別延べ件数*の推移



*届出1件当たり複数の検査項目を実施している場合があることから延べ数とした。

7

主な食品衛生法違反内容 (平成26年度)

違反条文	違反件数	構成比 (%)	主な違反内容
6 販売を禁止される食品及び添加物	245	26.8	とうもろこし、落花生、アーモンド、乾燥イチジク、ハトムギ、ピスタチオナッツ、とうがらし、ナツメグ、くるみ、ごまの種子、フェネグリーク、くり、ハスの種子等のアフラトキシンの付着、有毒魚類の混入、下痢性貝毒の検出、シアン化合物の検出、非加熱食肉製品、ナチュラルチーズからのリステリア・モノサイトゲネス検出、米、小麦、菜種、大豆等の輸送時における事故による腐敗・変敗・カビの発生等
9 病肉等の販売等の制限	3	0.3	衛生証明書の不添付
10 添加物等の販売等の制限	54	5.9	TBHQ、キノリンイエロー、パテントブルーV、サイクラミン酸、アソルビン、パラオキシ安息香酸メチル、ヨウ素化塩、アシッドブルー3ナトリウム、アミド化ペクチン、ホウ酸、ヨウ素酸カリウム、一酸化炭素、塩化メチレンの指定外添加物の使用
11 食品又は添加物の基準及び規格	539	59.0	野菜及び冷凍野菜の成分規格違反(農薬の残留基準違反)、水産物及びその加工品の成分規格違反(動物用医薬品の残留基準違反、農薬の残留基準違反等)、その他加工食品の成分規格違反(大腸菌群陽性等)、添加物の使用基準違反(二酸化硫黄、ソルビン酸、安息香酸等)、添加物の成分規格違反、放射性物質の検出
18 器具又は容器包装の基準及び規格	70	7.7	器具・容器包装の規格違反 原材料の材質別規格違反
62 おもちゃ等についての準用規定	2	0.2	おもちゃ又はその原材料の規格違反
計	913 (延数) 877 (実数)		

8

平成26年度食品からのダイオキシン類一日摂取量調査等の調査結果¹⁾について

1 目的

ダイオキシン類は焼却炉や産業廃棄物の野焼き等で生成されたり、過去に使用されたポリ塩化ビフェニル等に由来するものであったりすることが知られている。ダイオキシン類は土壌や海底の泥等に蓄積され、動物体内では脂肪に蓄積しやすく排泄されにくいこと、また急性毒性の他に発がん性、催奇形性、免疫毒性の疑いがあり、内分泌攪乱作用により生殖障害を起こすおそれもあるなど、人体への影響が懸念されている。

本調査においては、平均的な食生活における食品からのダイオキシン類の摂取量を推定するとともに、ダイオキシン類の摂取の寄与が大きい個別食品等のダイオキシン類の汚染実態を把握する。

2 方法

(1) ダイオキシン類一日摂取量調査（トータルダイエツトスタディ）

全国7地域8機関で、購入した食品を平成20～22年度国民健康・栄養調査の地域別食品摂取量(1歳以上)を踏まえて調製を行い、13群に大別して、混合し均一化したもの及び飲料水(合計14食品群)²⁾を試料としてダイオキシン類³⁾を分析し、国民の平均的な食生活におけるダイオキシン類の一日摂取量⁴⁾を算出した。

(2) 個別食品のダイオキシン類の汚染実態調査

国内で流通していた個別食品について、(1)と同様にダイオキシン類を分析した。

3 結果の概要

(1) ダイオキシン類一日摂取量調査（トータルダイエツトスタディ）

食品からのダイオキシン類の国民平均一日摂取量は、0.69 pg TEQ/kg bw/日⁵⁾(0.26～2.02 pg TEQ/kg bw/日)⁶⁾と推定され、平成26年度の結果は前年度よりやや高い値であった。摂取量推定値の最大値(2.02 pg TEQ/kg bw/日)の場合でも、日本における耐容一日摂取量(TDI:4 pg TEQ/kg bw/日)より低く、その半分程度であった。

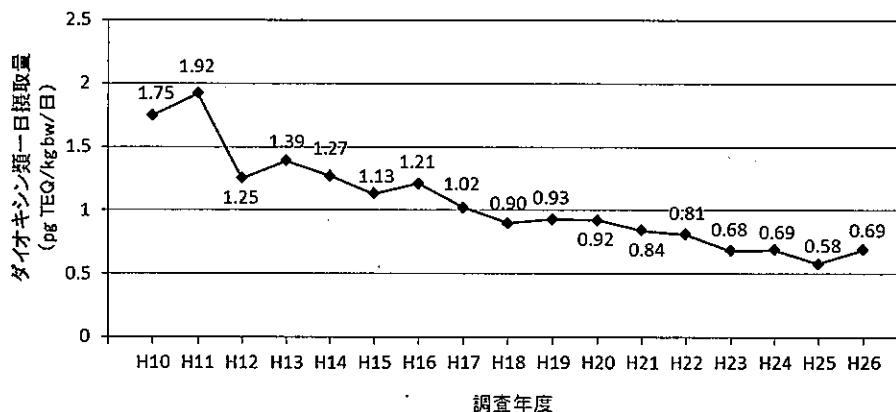


図 ダイオキシン類一日摂取量の全国平均年次推移

(2) 個別食品のダイオキシン類の汚染実態調査

魚介類(30 試料)及び魚油を使用した健康食品(10 試料)並びに調製粉乳(26 試料)を調査した結果、それぞれ 0.00016~26 pg TEQ/g(中央値 0.19 pg TEQ/g)、0~5.6 pg TEQ/g(中央値 0.00024 pg TEQ/g)、0.00016~0.048 pg TEQ/g(中央値 0.0013 pg TEQ/g)であった。

魚介類のうち最大値が検出された試料はマグロで、脂肪含量が 48.4%と高い部位であったことが、ダイオキシン類濃度が高くなった要因の一つと考えられる。

また、魚油を使用した健康食品のうち最大値が検出された試料について、製品に記載されている最大摂取量に基づきダイオキシン類摂取量を推定したところ、0.32 pg TEQ/kg bw/日⁶となり、TDI の 8.0%に相当した。

以上より、ダイオキシン摂取量は経年的に減少傾向にあるが、一部の魚介類等からは依然として比較的高い濃度が検出されており、今後も調査を継続し動向を見守る必要があると考えられる。

表 平成 26 年度個別食品中のダイオキシン類の濃度

食品	試料数	ダイオキシン類濃度 (pg TEQ/g)			
		平均値	中央値	最小値~最大値	
魚介類	アジ	5	0.39	0.29	0.25~0.83
	イカ	5	0.053	0.041	0.00016~0.11
	カレイ	5	0.35	0.24	0.091~0.74
	サケ	5	0.35	0.38	0.035~0.70
	サンマ	5	0.17	0.18	0.13~0.19
	マグロ	5	6.1	1.2	0.025~26
魚油を使用した健康食品	10	0.72	0.00024	0~5.6	
調製粉乳	26	0.0083	0.0013	0.00016~0.048	

¹ 平成 26 年度厚生労働科学研究「食品を介したダイオキシン類等有害物質摂取量の評価とその手法開発に関する研究」(研究代表者: 渡邊敬浩 国立医薬品食品衛生研究所 食品部第三室長)により実施されたもの。

² ダイオキシン類摂取量への寄与が大きい食品群(第 10 群(魚介類)及び第 11 群(肉類、卵類))について 3 セットずつ試料を調製し、それ以外の群は 1 セットの試料を調製。

³ 世界保健機構(WHO)により毒性等価係数が定められているポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDDs)7 種、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDFs)10 種及びコプラナーPCBs (Co-PCBs)12 種の合計 29 種。

⁴ 算出にあたり、毒性等価係数は WHO 2005 TEF を使用。

⁵ 日本人の平均体重を 50 kg と仮定して換算。

⁶ 日本人の平均体重を 50 kg と仮定して換算。

【用語説明】

- ダイオキシン類：
ダイオキシン及びコプラナーPCBs

- ダイオキシン：
ポリ塩化ジベンゾ-*p*-パラジオキシン (Polychlorinated dibenzo-*p*-dioxins/PCDDs)
ポリ塩化ジベンゾフラン (Polychlorinated dibenzofurans/PCDFs)

- コプラナーPCBs (Coplanar polychlorinated biphenyls/Co-PCBs)：
PCDDs 及び PCDFs と類似した生理作用を示す一群のポリ塩化ビフェニル (PCB) 類

- トータルダイエットスタディ：
人が通常の食生活において、食品を介して化学物質等の特定の物質がどの程度実際に摂取されるかを把握するための調査方法。トータルダイエットスタディには、「マーケットバスケット方式」と「陰膳方式」の2種類あり、本調査では「マーケットバスケット方式」を採用している。

- マーケットバスケット方式
広範囲の食品を小売店等で購入し、必要に応じて摂食する状態に加工・調理した後に分析し、食品群ごとの化学物質等の特定の物質の平均含有濃度を算出する。これに、特定の集団（例えばすべての日本人）におけるこの食品群の平均的な消費量を乗じることにより、食品群ごとに特定の物質の平均的な摂取量を推定する。この結果を全食品群について足し合わせるにより、この集団の特定の物質の平均的な摂取量を推定する。

- TEF (Toxic Equivalency Factor/毒性等価係数)：
ダイオキシン類は異性体により毒性の強さがそれぞれ異なっており、ダイオキシン類として全体の毒性を評価するためには、合計した影響を考えるための手段が必要であることから、最も毒性が強い 2, 3, 7, 8-TeCDD の毒性を 1 として他のダイオキシン類の毒性の強さを換算するための係数のこと。なお、今回は 2005 年に WHO で再評価された TEF を用いている。

- TEQ (Toxic Equivalent/毒性等量)：
ダイオキシン類は通常、毒性強度が異なる異性体の混合物として環境中に存在するので、摂取したダイオキシン類の量は、各異性体の量にそれぞれの TEF を乗じた値を総和した毒性等量として表す。

- TDI (Tolerable Daily Intake/耐容一日摂取量)：
長期にわたり体内に取り込むことにより健康影響が懸念される化学物質について、その量まではヒトが一生にわたり摂取しても健康に対する有害な影響が現れないと判断される一日当たりの摂取量。
ダイオキシン類の TDI については、1999 年 6 月に厚生省及び環境庁の専門家委員会で、当面 4 pg TEQ/kg bw/日 (1 日、体重 1 kg 当たり、4 pg TEQ の意味。体重 50 kg の人であれば、4 pg TEQ×50 kg で計算し、TDI は 200 pg TEQ となる。) とされている。

食品衛生分科会における審議・報告対象品目の処理状況について
 (前回平成27年5月27日に開催の食品衛生分科会において、審議又は報告を行った農薬等)

分科会	分類	剤名	パブリックコメントの状況		WTO通報の状況		備考
5月27日	農薬	セダキサシ	平成27年5月27日～ 平成27年6月25日	意見なし	WTO通報の対象外	—	基準値(案) の変更なし
"	農薬	トルプロカルブ	平成27年5月27日～ 平成27年6月25日	意見あり	WTO通報の対象外	—	基準値(案) の変更なし
"	農薬	アシュラム	平成27年5月27日～ 平成27年6月25日	意見あり	平成27年5月19日～ 平成27年7月18日	意見なし	基準値(案) の変更なし
"	農薬	キザロホップエチル及びキザロ ホップPテフリル	平成27年5月27日～ 平成27年6月25日	意見あり	平成27年5月19日～ 平成27年7月18日	意見なし	基準値(案) の変更なし
"	農薬	シモキサニル	平成27年5月27日～ 平成27年6月25日	意見あり	平成27年6月2日～ 平成27年8月1日	意見なし	基準値(案) の変更なし
"	農薬	フェノチオカルブ	平成27年5月27日～ 平成27年6月25日	意見あり	平成27年6月2日～ 平成27年8月1日	意見なし	基準値(案) の変更なし
"	農薬	フルチアセットメチル	平成27年5月27日～ 平成27年6月25日	意見あり	平成27年5月19日～ 平成27年7月18日	意見なし	基準値(案) の変更なし
"	農薬	ベンジリアデニン	平成27年5月27日～ 平成27年6月25日	意見あり	平成27年5月19日～ 平成27年7月18日	意見なし	基準値(案) の変更なし
"	農薬	メソトリオン	平成27年5月27日～ 平成27年6月25日	意見あり	WTO通報の対象外	—	基準値(案) の変更なし
"	農薬 動薬	テフルベンズロン	(1回目)平成27年1月23 日～平成27年2月21日 (2回目)平成27年5月27 日～平成27年6月25日	意見あり	(1回目)平成27年2月3日 ～平成27年4月4日 (2回目)平成27年5月19日 ～平成27年7月18日	意見なし	基準値(案) の変更なし
"	動薬	トリクラベンダゾール	平成27年5月27日～ 平成27年6月25日	意見なし	平成27年5月19日～ 平成27年7月18日	意見なし	基準値(案) の変更なし
"	動薬	ケトプロフェン	平成27年5月27日～ 平成27年6月25日	意見なし	平成27年6月2日～ 平成27年8月1日	意見なし	基準値(案) の変更なし
"	添加物	1-メチルナフタレン	平成27年6月10日～ 平成27年7月9日	意見なし	平成27年6月12日	—	規格基準 (案)の変更 なし